

## 常総市告示第22号

常総市避難行動要支援者支援制度実施要綱を次のように定める。

令和元年7月12日

常総市長 神 達 岳 志

### 常総市避難行動要支援者支援制度実施要綱

常総市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年常総市告示第102号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、常総市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、自らを守るための適切な行動をとることが困難な者が、災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に掲げる高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 市内を管轄する消防署及び警察署、常総市消防団、自治区長、民生委員児童委員、常総市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（避難行動要支援者の範囲）

第3条 この告示において、避難行動要支援者の範囲は、現に市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、病院、施設等へ入院し、又は入所している者は、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度の判定が○A又はAであるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による障害等級が1級に該当するもの
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護2以上である者
- (5) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するとして市長が認める者

（避難行動要支援者名簿の作成）

第4条 市長は、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める

## 事項

- 3 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のために必要であると認めるときは、茨城県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

### (名簿情報の利用及び提供)

第5条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ）の同意を得られない場合は、この限りではない。

- 3 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについては、本人の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、速やかに避難行動要支援者名簿情報受領書兼誓約書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

### (避難行動要支援者の登録)

第6条 避難支援等関係者からの避難支援等を受けようとする避難行動要支援者は、避難行動支援申込書兼同意書（様式第2号）を市長に提出するものとする。この場合において、本人による申込みが困難なときは、当該本人の家族又は日常生活を支援する者が本人に代わって、これを行うことができる。

### (避難支援計画の作成)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該要避難行動要支援者に係る名簿情報に基づき、個別避難計画（様式第3号）を作成するとともに、当該避難行動要支援者に係る避難支援等関係者に協力を依頼するもの

とする。

(避難支援等関係者による支援)

第8条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者に対し、次に掲げる避難支援等を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導，救出活動，安否確認等の支援
- (2) 前号の支援を円滑に行うための日常生活における声掛け，相談等の支援
- (3) その他状況に応じた必要な支援

(個人情報保護)

第9条 避難支援等関係者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報及び避難支援等の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らさないこと。避難支援等関係者の役割を離れた後も、同様とする。
- (2) 名簿情報を前条の規定による避難支援等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 名簿情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 提供を受けた名簿情報の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護に関し市長が必要と認める事項

2 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 避難行動要支援者は、名簿情報に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合は、当該届出に係る名簿情報を変更するものとする。

(名簿情報の更新)

第11条 市長は、名簿情報を状況に応じて更新し、最新の状態に保つよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

常総市長 殿

## 避難行動要支援者名簿情報受領書兼誓約書

所在地

名 称

代表者氏名

㊦

連絡先

私は、常総市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者に係る名簿情報を受領しました。受領した名簿情報は、同実施要綱に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用します。

なお、名簿情報を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等関係者以外の者に知られないように適正に管理することを誓約します。

常総市長 殿

避難行動支援申込書兼同意書

災害時における避難行動について支援を受けたいので、常総市避難行動要支援者支援制度実施要綱の規定により申し込みます。なお、避難行動の支援において、私の氏名、住所その他の個人情報を、市内を管轄する消防署及び警察署、常総市消防団、自治区長、民生委員児童委員、常総市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供することについて同意します。

ふりがな		電話番号	
氏名	①		
住所			
災害時の避難行動支援者の有無	<input type="checkbox"/> 有 (同居： ) (別居： ) <input type="checkbox"/> 無		
個別避難計画の作成	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (理由 )		

※代理人による申込みの場合

ふりがな		申込人と	
代理人氏名	①	の関係	
住所			
		電話番号	
代理申込の理由			

様式第3号（第7条関係）

個別避難計画

作成日 年 月 日

ふりがな				性別		生年	年	月	日	
氏名				性別		月日	年	月	日	
世帯人数	人	自治区名			電話番号					
住所										
支援に係る事由	1	身体障害者手帳（1級・2級）								
	2	療育手帳（○A・A）								
	3	精神障害者保健福祉手帳 1級								
	4	要介護認定（2・3・4・5）								
	5	65歳以上のみで構成される世帯（ ）								
	6	その他（ ）								
身体等の状況										
かかりつけの病院	病院名				電話番号					
アレルギー，持病										
日常的な医療行為										
緊急時連絡先	氏名			関係性		電話番号				

(裏面)

避難 支援者	氏名	住所	電話番号
必要な 支援	A	避難誘導又は付き添いが必要	
	B	車いす等の避難支援が必要	
	C	手話、手引き等の支援、個室等の準備が必要	
	D	医療的ケア、電源を必要とする医療機器、常時見守りが必要	
必要補装具		緊急通報 システム	

避難方法

	地震時	水害時
避難先		
移動方法		
特記事項		